

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）11月20日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時32分

場 所 東海市役所（501会議室）

2 出席委員（17人）

農業委員

1番 久野光洋

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

10番 早川峰子

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

3 欠席委員（1人）

2番 櫛 順一

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、11月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は6人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号11番小島 康嗣委員、同じく12番小野 直之委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第45号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第45号「農地法第3条(委員会)」1ページについて説明させていただきます。

件数は2件、田1, 541㎡畑2, 271㎡合計3, 812㎡です。

申請番号279号は、経営規模の拡大のための3条許可申請でございます。

申請番号288号は、世帯での経営規模の拡大のための3条許可申請でございます。

以上です。

(会長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号279号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号279号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号288号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江永規委員)

申請番号288号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第45号は許可することに決定いたしました。

(会長)

日程4 議案第46号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第46号「農地法第5条(知事)」2ページを説明させていただきます。

件数は1件で、田753㎡です。

始めに、申請番号289号は、申請地の隣地で資材置場兼駐車場として利用して

いたが、業績が順調なため、増設する計画を進めていたところ、所有者より打診があり、申請地を貸借するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

なお、資力、信用等に問題はありません。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号289号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号289号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第46号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案第47号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」のうち申請番号293-1号、293-2号及び298号を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第47号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」3ページから5ページの申請番号293-1号、293-2号及び298号

をご説明させていただきます。

件数は3件で、田3, 186㎡、畑2, 821㎡の合計6, 007㎡でございます。権利の種類は、賃貸借権が2件、使用貸借権が1件でございます。

申請番号293-1号は、主な栽培作物はタマネギ、カリフラワー、賃貸借権による1年契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号293-2号は、主な栽培作物はナス、使用貸借権による3年契約で権利を再設定するものでございます。

申請番号298号は、主な栽培作物は水稻、賃貸借権による10年契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、いずれの申請も「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会長)

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号293-1号について、澤木委員お願いします。

(澤木委員)

申請番号293-1号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号293-2号について、小野直之委員お願いします。

(小野委員)

申請番号293-2号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号298号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号298号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

以前申請が出ていた内容ではないか。

(事務局)

今回解約が申請番号282号で申請されています。内容は契約年数を見直したため、取消して再度申請したものです。

(会 長)

他に、御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第47号のうち申請番号293-1号、293-2号及び298号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、関係委員の案件である申請番号293-3号に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、井村委員の退席を求めます。

(井村委員退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第47号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」6ページの申請番号293-3号をご説明させていただきます。

件数は1件で、田2,007㎡でございます。権利の種類は、賃貸借権でございます。主な栽培作物は水稻、賃貸借権による5年契約で権利を新規に設定するものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号293-3号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂委員)

申請番号293-3号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第47号は全て、原案のとおり決定いたしました。

(会 長)

日程6 報告第40号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程9 報告第43号「農地法第18条（通知）」までの4件を一括議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第40号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」7ページから9ページを説明させていただきます。

件数は5件で、田2, 055㎡、畑3, 164㎡、合計5, 219㎡です。5件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第41号「農地法第4条（届出）」10ページから12ページを説明させていただきます。

件数は6件で、田244㎡、畑1, 018㎡、合計1, 262㎡です。転用目的は、住宅建築2件、駐車場4件です。

続きまして、報告第42号「農地法第5条（届出）」13ページから16ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が8件、使用貸借権が2件で、畑2, 057.02㎡です。

転用目的は、住宅建築5件、住宅敷地3件、宅地の一部1件、駐車場1件でございます。

続きまして、報告第43号「農地法第18条（通知）」17ページから18ページを説明させていただきます。

件数は2件で、田2, 039㎡、畑4, 492㎡の合計6, 531㎡です。

申請番号282号は、借人からの申出により、使用貸借権を解除するものです。

申請番号295号は、借人からの申出により、賃借権を解除するものです。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、日程6 報告第40号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、報告第43号「農地法第18条（通知）」までの4件を終了いたします。

（会 長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 小 島 康 嗣

署名委員 小 野 直 之